

令和 7 年度

常総市公共交通活性化協議会

第 1 回会議資料

令和 7 年 6 月 1 9 日

目次

議案第 1 号	令和 6 年度事業報告について	… 1 ページ
議案第 2 号	令和 6 年度歳入歳出決算について	… 2 ページ
議案第 3 号	令和 7 年度事業計画（案）について	… 4 ページ
議案第 4 号	令和 7 年度歳入歳出予算（案）について	… 6 ページ
議案第 5 号	令和 7 年度地域公共交通確保維持改善事業費 補助金・地域公共交通計画の変更について	… 7 ページ
議案第 6 号	令和 8 年度地域公共交通確保維持改善事業費 補助金・地域公共交通計画の認定について	… 8 ページ
議案第 7 号	規約の改正について	… 9 ページ
（参考）	常総市公共交通活性化協議会規約	… 11 ページ

議案第 1 号

令和 6 年度事業報告について

期 日	会 場	区 分	会 議 等 の 内 容
令和 6 年 6 月 25 日	常総市役所	第 1 回 会議	・ 令和 5 年度事業報告について ・ 令和 5 年度歳入歳出決算について ・ 令和 6 年度事業計画（案）について ・ 令和 6 年度歳入歳出予算（案）について ・ 令和 7 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金・地域公共交通計画による認定申請について ・ 予約型乗合交通ふれあい号の利用状況について ・ 常総市コミュニティバス JOYBUS の利用状況について ・ 利用促進策について ・ つくバスの道の駅常総乗り入れについて
10 月 22 日	常総市役所	第 2 回 会議	・ 令和 7 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る交通計画の変更予定について ・ JOYBUS お試し乗車券の実績について ・ JOYBUS の見直し（案）について
12 月 24 日	常総市役所	第 3 回 会議	・ 予約型乗合交通ふれあい号の利用状況について ・ JOYBUS の令和 7 年 4 月改正について ・ 令和 7 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る交通計画の変更について ・ 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（案）について
2 月 28 日～ 3 月 12 日	書面協議	運賃協議 会	・ 令和 7 年 4 月からの JOYBUS 再編に伴う運賃設定について

議案第2号

令和6年度歳入歳出決算報告

歳入の部

(単位：円)

科 目	当初予算額	補正額	今年度 予算額	収入済額	増減額	説 明
1 負 担 金	100,000	0	100,000	34,247	△65,753	常総市負担金 概算払い 100,000 円 精算 △65,753 円
2 補 助 金	7,958,000	300,000	8,258,000	8,258,000	0	国補助金 地域公共交通確保維持 改善事業費補助金（フ ィーダー系統補助金）
3 運賃収入	0	0	0	0	0	
4 雑入	1,000	0	1,000	206	△794	預金利子
合 計	8,059,000	300,000	8,359,000	8,292,453	△66,547	

歳出の部

(単位：円)

科 目	当初予算額	補正額	今年度 予算額	支出済額	不用額	説 明
1 会 議 費	10,000	0	10,000	0	10,000	
2 事務費	81,000	0	81,000	34,453	46,547	ラミネートフィルム, 切手代等
3 事 業 費	7,958,000	300,000	8,258,000	8,258,000	0	地域公共交通確保維持 改善事業費補助金（フ ィーダー系統補助金） の常総市一般会計への 繰入
4 予 備 費	10,000	0	10,000	0	10,000	
合 計	8,059,000	300,000	8,359,000	8,292,453	66,547	

収入済額 8,292,453 円

支出済額 8,292,453 円

差引残金 0 円

決 算 監 査 意 見 書

監査に付された令和6年度常総市公共交通活性化協議会歳入歳出決算については、関係諸帳簿及び証拠書類と照合審査した結果、計数に誤りなくすべて正当であると認めた。

令和7年 6 月 2 日

監 事 シルバークラブ連絡協議会会長

高橋 智子

令和7年 6 月 2 日

監 事 常総市商工会事務局長

浅野 実成

令和 7 年度事業計画（案）について

【基本方針】

道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス、タクシー等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図るため、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項に関する協議及び実施に係る連絡調整等を行う。

1. 常総市地域公共交通計画に基づき、当市の公共交通の活性化に向けた協議及び交通政策の推進を行う。
2. 地域の実情に応じた適切な旅客運送の形態、運賃、及び料金等のほか、道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業に関する協議を行う。

【事業概要】

1. 次期地域公共交通計画の策定に向けた基礎調査の実施

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（調査事業費補助金）を活用し、次期計画策定のための基礎調査を実施し、令和 8 年度に次期計画（計画期間は令和 9 年度～）の策定を行う。

なお、次期地域公共交通計画の策定に当たっては、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの実現を目指す「常総市立地適正化計画」の見直しと一体的に進める。

2. 現地域公共交通計画の変更

現在の地域公共交通計画の計画期間は令和 7 年度末までとなっている一方、前記のとおり令和 7 年、8 年度の 2 か年で次期計画の策定を予定していることから、現在の交通計画の変更（計画期間の延長）を行う。

3. 地域公共交通確保維持改善事業の認定申請及び事業評価

予約型乗合交通ふれあい号に活用している地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー補助）に関する協議及び国への認定申請を行う。また、申請に基づき実施した事業に対する評価を行う。

4. 各交通モードの特性に応じた役割分担

関東鉄道常総線、路線バス、ふれあい号、コミュニティバスなどそれぞれの機能、役割及び目的を分類し、利用者特性・輸送密度に応じた公共交通モードの役割を明確化する。

特にふれあい号については、運行体制の見直しも含め役割を検討する。

5. 広域的な移動手段の検討

市町村間をまたぐ広域的な公共交通体系の確保に向け、鉄道や路線バスを維持・活性化するための乗り継ぎ利便性の向上と利用促進策を検討する。

6. コミュニティバスの利用促進

令和7年4月から運行ダイヤを改正したコミュニティバスについて、さらなる周知活動や利用促進の取組を検討する。

令和7年度歳入歳出予算（案）について

歳入の部

（単位：円）

科 目	本年度 予算額 (A)	前年度 予算額 (B)	比較増減 (A)-(B)	摘 要
1 負 担 金	5,600,000	100,000	5,500,000	常総市負担金
2 補 助 金	9,492,000	8,258,000	1,234,000	国補助金 地域公共交通確保維持改 善事業費補助金 (フィーダー系統補助金) 8,258,000 円 (地域公共交通調査事業 補助金) 1,234,000 円
3 繰 越 金	0	0	0	
4 諸 収 入	1,000	1,000	0	預金利子等
合 計	15,093,000	8,359,000	6,734,000	

歳出の部

（単位：円）

科 目	本年度 予算額 (A)	前年度 予算額 (B)	比較増減 (A)-(B)	摘 要
1 会 議 費	10,000	10,000	0	
2 事 務 費	81,000	81,000	0	
3 事 業 費	5,500,000	0	5,500,000	常総市公共交通基礎調査 等支援業務
4 諸 支 出 金	9,492,000	8,258,000	1,234,000	常総市一般会計へ繰入 地域公共交通確保維持改 善事業費補助金
5 予 備 費	10,000	10,000	0	
合 計	15,093,000	8,359,000	6,734,000	

※最終的な予算と決算の差額は、市に戻入れをします。

令和 7 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金・
地域公共交通計画の変更について

変更概要

※申請様式は別紙 1 のとおり

【変更日】

令和 7 年 3 月 1 日

【変更理由】

令和 7 年 3 月 1 日付けで運行事業者の 1 者である関鉄タクシー株式会社を消滅会社とし、京成タクシー茨城株式会社を存続会社とする吸収合併が行われたことから、地域公共交通計画の変更を行うものである。

【その他】

本来であればあらかじめ（≡変更日より前に）変更について届出すべきところだが、当該事業者の合併は運輸局の認可が必要であり、認可される前に地域公共交通計画の変更をすることが出来なかったため、合併手続きの完了後に変更届出を提出するものである。

議案第 6 号

令和 8 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金・ 地域公共交通計画の認定について

計画概要

※申請様式は別紙 2 のとおり

【期間】

- ・令和 7 年 10 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日（運行日数 238 日）

【目標】※

- ・1 日あたり平均利用者数：71 人
- ・収支率：11.0%以上
- ・利用者 1 人あたり市負担額：1,967 円以下

【目標達成に向けた事業と実施主体】

- ・常総市公共交通計画の施策④「情報提供の充実」及び施策⑥「モビリティマネジメントの推進」に基づき、市広報紙や HP、パンフレットを活用した利用促進を実施する（市）

※地域公共交通計画に基づいた目標です（下記参照）。

- ・1 日あたり平均利用者数：71 人（令和 2 年 9 月実績）

令和2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
運行日数	21日	18日	22日	21日	18日	20日	22日	19日	20日	19日	18日	23日	241日
利用者数	1,063人	900人	1,389人	1,413人	1,235人	1,415人	1,470人	1,242人	1,173人	929人	933人	1,194人	14,356人
1日平均	50.6人	50.0人	63.1人	67.3人	68.6人	70.8人	66.8人	65.4人	58.7人	48.9人	51.8人	51.9人	59.6人
新規登録者	20人	21人	20人	15人	18人	25人	18人	14人	13人	24人	12人	7人	207人

※新型コロナウイルス感染症の影響下でもっとも利用者が多い月を目標値としています。

- ・収支率：11.0%以上（令和元年度実績）

利用券売上代 4,820 千円 ÷ 運行経費 44,306 千円

- ・利用者 1 人あたり市負担額：1,967 円以下（令和元年度実績）

市負担額 39,486 千円 ÷ 20,075 人

議案第 7 号

規約の改正について

常総市公共交通活性化協議会規約 新旧対照表（改正部分のみ抜粋）

改正（案）	改正前
常総市公共交通活性化協議会規約	常総市公共交通活性化協議会規約
第 1 条 ～ 第 3 条 略	第 1 条 ～ 第 3 条 略
第 4 条 協議会の委員は次に掲げる者とし、25 人以内で組織する。	第 4 条 協議会の委員は次に掲げる者とし、25 人以内で組織する。
(1) 市民又は公共交通の利用者の代表	(1) 市民又は公共交通の利用者の代表
(2) 常総市議会の代表者	(2) 常総市議会の代表者
(3) 学識経験者	(3) 学識経験者
(4) 国及び県の関係行政機関の代表者	(4) 国及び県の関係行政機関の代表者
(5) 鉄道事業者	(5) 鉄道事業者
<u>(6) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体</u>	(6) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者
<u>(7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者</u>	(7) 一般貸切旅客自動車運送事業者の代表者
<u>(8) 商工会の会長又はその指名する者</u>	(8) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者
<u>(9) 市長又は市長が指名する市職員</u>	(9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
<u>(10) その他市長が必要と認める者</u>	(10) 商工会の会長又はその指名する者
	(11) 市長又は市長が指名する市職員
	(12) その他市長が必要と認める者
第 5 条 ～ 第 17 条 略	第 5 条 ～ 第 17 条 略
附 則	附 則
この規約は、令和 3 年 6 月 25 日から施行する。	この規約は、令和 3 年 6 月 25 日から施行する。
<u>附 則</u>	
<u>この規約は、令和 7 年 6 月 19 日から施行する。</u>	

委員選出区分を上記のとおりとする。

○常総市公共交通活性化協議会

→道路運送法に基づく「地域公共交通会議」

→地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「地域公共交通活性化協議会」

を一本化した協議会

○道路運送法施行規則

第四条の二 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長

二 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

・バス協会
・タクシー協会 を想定
構成員として必須

三 住民又は旅客

四 地方運輸局長

五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

六 自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に自家用有償旅客運送を行っている第四十九条に規定する特定非営利活動法人等

2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、次に掲げる者

イ 道路管理者

ロ 都道府県警察

二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

常総市公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 常総市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス、タクシー等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図るため、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 本市の公共交通政策の推進に関すること
- (2) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の形態、運賃、及び料金等に関すること
- (3) 道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと

(協議会の委員)

第4条 協議会の委員は次に掲げる者とし、25人以内で組織する。

- (1) 市民又は公共交通の利用者の代表
- (2) 常総市議会の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 国及び県の関係行政機関の代表者
- (5) 鉄道事業者
- (6) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者
- (7) 一般貸切旅客自動車運送事業者の代表者
- (8) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者
- (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (10) 商工会の会長又はその指名する者

(11) 市長又は市長が指名する市職員

(12) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は委嘱された日が属する会計年度の翌年度3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠又は増員により委嘱された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 委員は、任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行う。

3 初年度における委員の任期については、前項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によって選出する。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長が決定する。

4 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 前5項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、常総市公共交通担当課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、常総市からの負担金、国からの補助金、繰越金、その他の収入をもって充てる。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を2名置く。

2 協議会の出納監査は、会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(守秘義務)

第16条 委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 20 年 10 月 30 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 20 年 12 月 24 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 30 年 6 月 18 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 7 月 22 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 6 月 25 日から施行する。